

(中学校) 社会科

1 改訂の趣旨・要点について

現行学習指導要領における社会科学習の成果と課題を基に、育成を目指す資質・能力が三つの柱として整理されたことを踏まえ、次の3点の基本的な考え方を基に、中学校社会科の改訂が行われた。

- ① 基礎的・基本的な「知識及び技能」の確実な習得
- ② 「社会的な見方・考え方」を働かせた「思考力、判断力、表現力」の育成
- ③ 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成

2 目標及び社会科における見方・考え方について

【目標】

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国の国土と歴史，現代の政治，経済，国際関係等に関して理解するとともに，調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

(※「知識及び技能」)

- (2) 社会的事象の意味や意義，特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり，社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力，思考・判断したことを説明したり，それらを基に議論したりする力を養う。

(※「思考力・判断力・表現力等」)

- (3) 社会的事象について，よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに，多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情，国民主権を担う公民として，自国を愛し，その平和と繁栄を図ることや，他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

(※「学びに向かう力・人間性等」)

【ポイント】

○ 「社会的な見方・考え方」とは・・・？

「社会的な見方・考え方」は、社会科において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の視点や方法（考え方）。

現代社会の見方・考え方(公民的分野)

社会的事象を
政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え
よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための
選択・判断に資する概念や理論などと関連付けて

社会的事象の地理的な見方・考え方 (地理的分野)

社会的事象を
位置や空間的な広がりに着目して捉え
地域の環境条件や地域間の結び付きなど
の地域という枠組みの中で、人間の
営みと関連付けて

社会的事象の歴史的な見方・考え方 (歴史的分野)

社会的事象を
時期、推移などに着目して捉え
類似や差異などを明確にしたり
事象同士を因果関係などで関連付け
たりして

※ 「社会的な見方・考え方」とは、「深い学び」の鍵になるもので、子どもが働かせるように授業改善するという、授業改善の視点である。

3 内容についての主なポイント

○ 学習内容等の改善・充実について

小学校との接続を図って、中学校においても伝統・文化等に関する学習を引き続き深めつつ、主権者の育成、防災・安全への対応、海洋や国土の理解、グローバル化、産業構造の変化、持続可能な社会の形成等に対応した内容について改善・充実を図った。

○ 各分野の主な改善事項

地理的分野	「世界の諸地域の学習」において地球規模の課題等を主題として取り上げた学習を充実させるとともに、防災・安全教育に関して空間情報に基づく危険の予測に関する指導を充実させるなど
歴史的分野	我が国の歴史的事象に間接的な影響を与えた世界の歴史の学習についても充実させるとともに、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどの動きを取り上げるなど
公民的分野	防災情報の発信・活用に関する指導、情報化など知識基盤社会化による産業や社会の構造的な変化やその中での起業に関する扱い、選挙権年齢引き下げに伴う政治参加等に関する指導を充実させるなど

4 指導計画作成と内容の取扱いについての配慮事項について

【指導計画作成上の主な配慮事項】

- 単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ること。
- 地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開する構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。
- 第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。

【内容の取扱いについての配慮事項】

- 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、言語活動に関わる学習を一層重視すること。
- 教材については、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないようにすること。

5 移行措置に係る留意事項等について

- 平成30年度から平成32年度の第1学年から第3学年までの社会の指導に当たっては、全部又は一部について新学習指導要領の規程によることができる。
- 現行学習指導要領による場合には次のとおり。
 - ① 平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
 - ② 平成31年度の第1学年及び平成32年度の第1学年並びに第2学年における社会の指導に当たっては、次のとおり。
 - ・ 地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
(地理的分野120時間→115時間 歴史的分野130時間→135時間)
 - ・ 「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。
 - ・ 「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについては、新学習指導要領の規定による。